

東急不動産株式会社「（仮称）松前２期風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和７年６月１３日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、東急不動産株式会社「（仮称）松前２期風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第４６条の１７第２項の規定に基づき、本日、東急不動産株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第４６条の１８第１項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた東急不動産株式会社は、同条第２項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第２７条の規定に基づき公告及び縦覧（１か月間）し、住民へ周知することとなる。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：北海道松前郡松前町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大５１，６００kW

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和２年 ６月２３日
環境大臣意見受理	令和２年 ８月２４日
経済産業大臣意見発出	令和２年 ９月１７日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和３年 ９月 ７日
住民意見の概要等受理	令和３年 １１月 ９日
北海道知事意見受理	令和３年 １２月 ２３日
経済産業大臣勧告発出	令和４年 ３月 ２日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 ６年 １月 ９日
住民意見の概要等受理	令和 ６年 ３月 ２６日
北海道知意見受理	令和 ６年 ７月 ２５日

環境大臣意見受理	令和 6年 8月26日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年10月 2日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 7年 5月30日
環境影響評価書確定通知	令和 7年 6月13日

問合せ先:電力安全課 小西、中村
電話:03-3501-1742(直通)